

10

時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さるゝと寡からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付破下度候

は事實に照らして判然たり而して起業家の盛んなるに當りては何種の事業と雖も起らざるあく、起る所の事業なれば又必ず利益ならざるなきと以て人々欣んで嘆

するは明白の理なれども日本の起業者に殆んど此等の思想なきは怪しむに堪へず
（未完）

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇

自一 行至十 行	自十一 行至卅 行	三十 一行以 上	一 行四 字詰
八 錢	九 錢	十 錢	一 行三 付
六 錢五 厘	七 錢	八 錢	一 行三 付
五 錢八 厘五 毛	六 錢	七 錢	二 日限
五 錢	五 厘	五 錢九 厘五 毛	六 日迄
五 錢	五 厘	六 錢八 厘	七 日以上
五 錢	五 厘	五 錢九 厘五 毛	十五 日迄
五 錢	五 厘	六 錢八 厘	十六 日以上

日 本 稟

兵家の語に勝と制するは彼と知り己と知るを要すとあ
れども兵事のみ獨り然るに非ずして商工の業亦此の如
くならざるあし左れば勝算を一祖一局の内に畫して其
利と千百里外の市場に制するに當りては正奇運轉の策
容易に人の端睨するを得ざるの論と啖たざる所なるが
故え予輩實驗に乏しき者傍らより之に喙を容れんとす
るよ聞のうかうつて居二

第一 起業の點

なんかと信ずれども然れども我國現時の状勢たるや吾人同胞互に相告へ相報ましめて國の福利を計らざる可らざるの今日なれば徒に人の言を憚り我志を陳べざるも本旨ならざるを自認し一言以て日本商工業家に質す所あらんとするなり諸熟々我國近來の世潮と推測するに其現像の最も偉大にて我々在外の客を驚かす者は合本工商會社設立の企て是あり聞く所す據るに昨二十年間の募集資本合計一億二千萬圓なりと（縦令）へ名のみあるにもせよ）日本の如き貧小國にて殊に七八年來の不景氣、民間の苦楚未だ愈えざるの日に斯る大金を突然工商業に吸收する事と先あらば國の經濟は果して如何に成往々可きや掛念に堪へず先年各地の士族達に其株券を本として一百五十社銀行を創設したる其結果は流動資本の額を増し一時經濟の運行を助けたるに反對（今は日本の市場より莫大の流動資本を減せんとすの舉なれば前途其事業の成否如何んに就ては豫め之に處するの覺悟あると大切な可し素より斯る事業より對しては予輩決して不同意を唱へざるのみあらず文明進歩人智開發の結果ならんとして偏ひ之を悦ぶ者なれども信其悦びと永遠に保たんとは先づ其憂ふべく慮るべき者を察し之を避くるの用意工場必要あらんと信するが故に試に爰に其憂慮す可れ點々と擧げんに

第二 豊國作の考へ
第三 擔任者の技術
第四 將來事業の見込み
第五 外商の競争
第六 仔產物の關係
第七 東西資本流通の相違
第八 共同連合の作用

子雲は第一より順を逐て解釋を下さんにナエボンヌ博士の商勢順序考に據れば英國の如きハ千七百十一年來商潮の盈縮概ね毎十一年に一回の割合なり考みと

月次常會チ開設ス演説者左ノ如
ク泉駿チ以テ内チ勧懲スルノ實驗等
演題未定 緒方正規君 横井信之君

廣告

右之者都合ノ廉有之今回解雇候一付自今當組三於アハ一切同人ニ關係無之候條此段廣告候也

地所土藏附賣家 京橋區本八丁堀四
一
同河岸通宅地百三坪
住居(廿五坪五合外三二階七坪五合)土藏二棟貨家十二
坪右望ノ御方ハ當社工來談又ハ郵報ヲ乞フ
四月 神田區錦町八丁目
三
益
士

に一朝若し凶年あらば彼等は如何にして之に處するの
覺悟ありや予輩の憂ふる所あり
第三、擔當者技倅の巧拙如何んに就ては予輩局外より
切りに其人を評する能はされども近時諸工業器械等買
入れの爲め英國に來遊する日本の人士に向ひ試ふ其
所見と叩くに動もすれば曰ふ規模狹小の器械は製造力
少くして運轉の費用殆んど大器械に殊ならず經濟上不
利益の次第なれば寧ろ多くの金を投するも宏大的の器械
を買入れ製造の指模と盛んにするは日本現今の急務と
する所なりと是れ自から一説ならんと雖も予輩は全く
之に同意する能はず譬ふるに資本は猶ほ兵の如く兵を
帥ふるには別に其將あかる可らず然るゝ日本の工商業
家は此要點に着目せしむして唯徒に資本と聚め器械を
購へば事業立所に成る者なりとの虚想を懷き正當なる
事業家の爲めに其資本と供そるの順路を取らすして
豫め先づ資本を募り而して後ち之に着手す可き事業
家の有無如何んを穿索する如だの逆路と求むるは本末
前後の關係と誤る甚しが云はざる可らず工商業の盛否
利損は資本の多少よりも之に當る人物の能不能に原由

第二に日本は古來農を以て建國の本となしたる國柄れば天候不時適々凶荒と下し舉國飢寒又苦むの一事最も大患ありとす經濟學者の説に據れば温帶若くは熱帶に位處専ら天惠に依て耕作と事とを國に在りては凡そ十年毎に天時に其惠と與へずして却て之に災害を下そを例となす者なれども平生天恵も慣れたる人民の常として平時聊^{うなづ}くも不時の變に注意せず只管豐年に奢侈を極めて適々凶歉^{こうせん}に會すれば餓死するを免れず之と彼の寒國の人民が平生學術の作用に依り又備荒手段を忽がせにせずして天災と遇るの趣に較ぶるに温熱帶天惠特殊の國民は斯る場合又一層の難を蒙る者ありと云へり我日本は温帶至良の國土にして寒からず熱々らず加ふるに地味豊饒の有様は歐米諸國の遙に及ばざる所ならんと雖も平生節儉の風に乏しく謂ゆる今日あるを知つて未だ明日あるを悟らざる者比々是なるが故

は事實に照らして判然たり而して起業熱の盛んなる當りては何種の事業と雖も起らざるを起る所の事業なれば又必ず利益ならざるなきと以て人々欣んで到底と傾け金力恐く此一點に聚まり運動固着の兩資本に權衡を失して之に次ぐに天候不時、因歉の災を以する時の社會の購買力消費力俄々萎縮し精巧の器具其運轉を止めて勞力者無業よ苦ひは必然ありと云ふ鄙見を以てするに英國千八百四十七年の大不景氣を起したる其原因は千八百二十九年スチーブン氏始めてトックトン、ダーリントンの間に鐵道と敷き好結果を奏したるより之に尋で鐵道事業四方に起り附來十餘年之間は到る處に其盛んあらざるなく株券の騰貴層狂潮を助けて世の流動資本大抵鐵道事業に吸收され其際迺々愛蘭に蝗害起て延て全國に及ぼして歲代に凶餓を告ふ人民殆んど食ふに苦み反撃の結果遂に輪稅則の廢棄を促し自由貿易の門是に於て開けたことは世人に記憶する所なる可と爾來今日迄至るも同年十二月の金曜日、各店營業を中止し非常の騒ぎと醸しかつる其當日を暗黒金曜日と稱し恐慌の災の記念となつて其潮勢に處するの用意ある可と大切なり

○農商務省訓令の誤字去月廿八日の時事新報官報欄
又掲載せる農商務省訓令第十號中歲出取扱順序は出納規則の誤り又第廿一號の下に甲ノ字を脱せりと昨日の官報に是正矣たり

○東京府告示第十二號

來ル五月廿五日ヨリ臨時府會區部會郡部會ヲ開ク
明治廿一年四月廿五日 東京府知事男爵高崎五六

○歐洲渡航記事 (前號の續き)
コロンボ 新嘉坡と辭して出帆すれば行く／＼見る所
のものは飛魚にして數千隊をなし海上を飛ぶと恰も鳥
の翔けるに似たり六日目として印度のコロンボに着す
コロンボは錫蘭島にあり新嘉坡を去ると千五百九十里
地面甚ざ低く樹木多くハ椰子にして稀ニ椎樹を見る此
地に來りて始めて支那人を見ず市中には英國の英語學
校及び中學校ある由なれども碇泊時間の短さが故ニ參
觀せず、當地にて最も注意すべきハ名所古蹟見物の案
内者なり吾等一行の雇ひたるは黒人にて名をシルバー
と云ひ年齢四十歳前後痘痕ある奴にて少しく日本語を
解し又英語に通じ紙片數多を持ち來りて吾等よ示しむ
るを見るに皆日本人の手跡にて始めよ此者が親切に世
話を持ちりとか又此者の周旋にて各名所を見たりと
か云々を記載し終りよ其名を署しむるものなり此書付
と示して頻々案内者さんとを請ふて止まず予は豫て
人の話を聞きたるともあれば少しも取合はずして船室
に歸り同行一名と共に端舟に乗り上陸せんとせしにシ
ルバー既に予が端舟の中より既にして上陸の際吾等
は小錢を持來らずして唯日本銀貨十錢一枚と香港同一
枚のみありしが端舟賃ハ二人にて一弗なりとのとに予
は大に叱咤して前の廿錢を投與へたるゝ日本銀貨は不
通用ありとて不平と鳴りせじが彼のシルバーが何か之
に私語と共に水夫は詰して立去りたり斯てシルバーに
命して馬車を雇ひ釋迦寺に至る寺ハ港を走る凡る二里
許にして西洋風の構造なり二階より種々の古物を陳列
す予等は時間の差迫りるを以て釋迦の像を一見去て
直に船に歸りシルバーに其代價を問へば馬車賃六ルッ
ピー(一圓七十錢餘)案内料四ルッピー(一圓八十錢餘
)なりと云ふ予特に聞きざる眞似して一ルッピーを與
へしよ彼大よ怒りて是非ともナルフドヒを拂ふべしと
て止まさるより予も大に憤激したる容體をなし携へた
る杖にて鞭て曰く案内は吾等汝に頼みたるに非す汝自
ら行ひしあれば案内賃を拂ふべきの理由なし又馬車賃
も一時間一ルッピーにて充分あらん故に一ルッピーと

するは明白の理なれども日本の起業者に殆んど此等の思想なれば怪しむに堪へず

（未完）

官報

○農商務省訓令の誤字
え掲載せる農商務省訓令第十號中歲出取扱順序は出納規則の誤り又第廿一號の下に甲ノ字を脱せりと昨日の官報には正亥たり

○東京府告示第十二號
來ル五月廿五日ヨリ臨時府會區部會郡部會ヲ開ク
明治廿一年四月廿五日 東京府知事男爵高崎五六
○敍任及辭令
二等警視陸軍歩兵大尉從六位勳六等 高田 善一
任宮崎縣書記官 宮崎縣書記官從六位勳六等 高田 善一
敍奏任官二等賜下級俸 宮崎縣書記官正七位 矢田部正焯
任富山縣書記官 富山縣書記官正七位 矢田部正焯
敍奏任官四等賜下級俸（以上一昨廿四日）
非職ヲ命ス

○農林學校の寄宿規則 と題して去る廿三日の本紙上に記載したる一項は取消す

天城縣尋常師範學校長 富山縣書記官 滉 松本 直己
伊東 元祐
依願免本官（以上四月廿四日内閣）
二等警視陸軍一等軍吏從六位勳六等

は白馬多
く程みて
り遠くし
りをねら
はるかに
人間の肉眼
に見ゆるに
水の溜り
案するに
到底肉眼
人に問ひ
して其中
るに足る
ド港もし
ボート
ド港もし
ども壇割
街は香港
廣うらさ
混合なる
店あり左
及べざる
スに於て
日目にし
利語を解
を知らず
シエノア
能はず人
位の石と
馬車を驅
、税關は
査するが
煙草は嚴
フランク
ひたる地